

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

福祉基金設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会福祉基金（以下「基金」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 基金は、民間社会福祉事業の振興と地域福祉活動の増進を図ることを目的として設置する。

(基金)

第 3 条 基金は、寄付金及び補助金等をもって充てる。

2 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

3 基金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金果実の運用)

第 4 条 基金果実の運用については、理事会の決定に基づき、事業等に充てる。

(取り崩し)

第 5 条 基金は、災害又は経済情勢の変動により財源が著しく不足し、法人運営に重大な影響があると認められる場合に限り、その一部を取り崩すことができる。

2 前項による取り崩しを行う場合には、原則として理事会の承認を経て、評議員会の議決を得なければならない。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和 61 年 5 月 29 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。